

統一的な基準の検証に関するワーキンググループ（第1回）の意見**○所有外資産の資産性についての意見等**

- ・ 議論の出発点として、統一的な基準の「資産」定義に照らして、所有外資産の資産性を改めて確認すべき。
- ・ 所有外資産の管理権限には、単なるメンテナンスというより、使用を制限・禁止するものや、資源を確実に利用できるようにする手段などが含まれており、その実態を鑑みれば、実質上「支配している」ものとして、資産の定義に当てはまる資産性を認めることができるのではないか。法的所有権はないものの資源に対する支配は存在し資産性があると考えられるので、資産計上すると真正面から示すべき。
- ・ 企業会計においても、リースや施設利用権、税務上の繰延資産など、所有権がなくても支配に該当する事例はある。所有権の有無と支配は必ずしも連動せず、実質的に支配しているということで、解釈を広げる形で資産の範囲を定めることは可能と考える。

○所有外資産の計上区分・表示についての意見等

- ・ 資産性があるなら、所有権がなくても有形固定資産に準じた取扱いがよい。貸借対照表上の表示も、新科目の設定に伴うシステム改修費のような制約がなければ、有形固定資産の区分で、所有外資産として表示し、累計額表示までするのが一番直感的によい。
- ・ 資産性があるという整理ならば、一般の固定資産との違いは所有権の有無のみになる。所有権移転外リースの位置づけも参考にすれば、有形固定資産への計上という整理が一番しっくりくる。
- ・ 有形固定資産に計上する案が一番近いが、リースの概念とは異なるため、別の枠組みとして整理が必要。
- ・ 所有外資産に係る管理権限を「権利」と捉える案2の考え方は、所有外資産とは別物の権利自体の資産性を議論するものであり性質が異なることから、採用しがたい。
- ・ 税法上の繰延資産の基準は、資産性を有するというよりは、課税の公平性のために償却期間を定める側面が強く、損金にする期間を公平に

する基準であることから、「投資その他の資産」への計上根拠にはあまりならないのではないか。

- 異なる勘定科目で計上するのが明確ではあるが、システム改修等の問題が出てくるということであれば、リースと同様に貸借対照表上は別記せず、注記で所有外資産額を記載する手もあるのではないか。
- 資産マネジメントの観点からは、償却資産に関しては減価償却を行い、それを累計額で表示した方が、老朽化の度合いを測る数値として活用しやすいのではないか。
- 国の財務処理との二重計上を考えた場合、所有外資産として明示することで、明確に通常の所有権を有している固定資産と違うことを示すことができ、また、仮に連結をすることも、計算が容易になると考えられるため、そういった観点でも違和感はないのではないか。

○所有外資産の取扱いの詳細についての意見等

- 大阪府の独自基準において、所有外資産の工作物は資産計上しているが、土地は資産計上していない。工作物はそのほとんどが府の支出により形成されているが、一方、土地は原初取得で支出がないものも多く、また国の名義で登記されるため、府が支配していると言い難いとして、資産計上しない整理としていると聞いている。
- これまでの統一的な基準では土地と建物を並列に扱っているが、所有外資産について、敷地も支配の概念で捉えることができるかは検討が必要。
- 自治体の財政負担は工作物が大きいという実態に鑑みると、上物のみ資産計上するのは一案である。特に、公共施設等マネジメントとして、管理対象となる施設をきちんと把握していくという趣旨からも、工作物の方が重要性は高いのではないか。
- 固定資産台帳への登載に係る実務負担は大きな課題であり、配慮が必要。公共施設マネジメントの観点から、台帳情報をどう活用していくかを見据えて、どの程度の情報が必要なのか、実務負担を含めた議論が必要。
- 計上対象とする所有外資産の範囲については、次回の議論にはなる

が、理論的に考えると資産性があれば計上していいという取扱いになる。その上で、財務書類上の資産数値への影響が大きい道路・河川については、優先的に取り組んでいただき、その他は任意でもよいのではないか。